令和2年度 第6回宝塚市総合教育会議

- 1 日時 令和2年12月22日(火)9:30~11:30
- 2 場所 宝塚市役所3階 3-3会議室
- 3 出席者 (構成員)中川市長 森教育長 川名教育委員 篠部教育委員 木野教育委員 望月教育委員

(検証委員)春日井委員 桶谷委員

(関係職員) 井上副市長 教育委員会事務局理事 管理部長 管理室長 教育企画課長 教育企画課係長 学校教育部長 学校教育室長 学校教育課長 学校教育課副課長 学校教育課係長 教育支援室長

(事務局) 企画経営部長 政策室長 政策推進課長 政策推進課係長

4 内容(議事概要)

■開会

中川市長の挨拶後、議題1「宝塚市総合教育会議検証委員の設置に関する要綱の 改正について」、議題2「市立中学校内での体罰事案について」の公開について会に 諮り、公開決定する。

■議事

議題1 宝塚市総合教育会議検証委員の設置に関する要綱の改正について (宝塚市総合教育会議検証委員の設置に関する要綱(案)について、事務局から 説明)

職務の遂行に必要な調査のため調査補助員を置くことができるよう、条文を追加し改正することについて、事務局改正案で異議なしのため決定。

議題2 市立中学校内での体罰事案について

(体罰に関する刑事告発の指針(案)について、教育委員会事務局から説明)

- ・現場の教職員への周知については、指針(案)として昨日の校長会で示しており、 本日正式決定すれば、校長、教職員へ周知徹底していく。
- ・刑事告発を行うかどうかについては、基本的には教育委員会で審議し決定するが、 決定に際し、必要に応じて顧問弁護士の意見を聞くことも想定している。
- ・指導と体罰の違いについては文部科学省が示しており、改めて校長や教職員へ 周知徹底していく必要がある。
- ・指導と体罰の間にはグレーゾーンがある。例えば、指導として立たせることに ついて、長時間となると、子どもの体力や背景により、指導ではなく体罰にな ることもある。状況や個人に応じて判断をする必要がある。
- ・教育委員会が刑事告発をする目的は何か。子どもの尊厳を守り、宝塚市の教育 を守ることなど、前文に明記してはどうか。
- ・教育委員会が刑事告発をするか否かを決定することになっているが、児童虐待 の防止等に関する法律の観点では、学校現場の教職員には通告の義務があるこ とを考えると、果たしてそれでよいのか疑問が残る。
- ・学校現場の教職員の通告義務については教育委員会でも議論になったが、現在 の学校現場のことを考えると、教職員は同僚を通告することになり難しい。教 育委員会としては、発生した事案を明らかにしていくことが優先事項であり、 まずは客観的に判断できる教育委員会が刑事告発をするか否かを決定するのが いいだろうということになった。
- ・段階的に実施していくことには賛成だが、通告は本来的には学校がすべきと考 えている。これからの時代には、通常の社会と同様に、教職員の声が校長に届 き、教育委員会に上がってくるなど、内部通報できるような仕組みが必要であ

- り、子どもの命と尊厳を預かっている学校がすべきことであると考えている。
- ・指針として刑事告発を打ち出すのは非常に重いことで、全国的にも例が少ない。 子どもの最善の利益・権利・命を守るのが目的で、同じことを繰り返さないと いうことがしっかり学校現場に伝わることが大事である。
- ・何が懲戒で何が体罰かは、文部科学省の指針でも明確にされていない。虐待という括りでいうと、暴力的・心理的・性的なものに加えてネグレクトも全て虐待というのが社会的な常識となっている。基本的には虐待に対する現在の対応を念頭に置きながら、学校現場あるいは教育委員会としてどう制度化していくのか、検討の余地がある。何が体罰に当たるのかについて、現場からの問いかけに答えられるように、教育委員会として答えを用意すべきと考えている。
- ・体罰があった場合、教育現場で組織として認定し、その上で教育委員会に報告 することが必要ではないか。指針の内容は基本的に賛成だが、当該教員からの 聴き取りという文言をどこかに入れた方が良い。
- ・指針を周知徹底することで、体罰の共通認識を持つことができるのではないか。校長はより敏感に子どもたちの心の傷をケアする必要がある。
- ・現場の教職員がこの指針を見た時に、他の学校で起きた対岸の火事として処理 されることが非常に怖いと感じる。このことを自分の問題として捉えるように するには、この指針が出たときに、教職員が自分自身の教育が子どもの心に届 いているのか点検しようというメッセージを、校長が教職員に伝えることが大 切であると考えている。
- ・体罰をすれば処分が下るとか刑事告発されるとかではなく、自分自身の指導の 在り方、それぞれの教師がどのように子どもたちに向き合い指導していくのか、 指針が自分自身と向き合うきっかけになれば良い。そのためには教育委員会が 校長に理念などを伝え、研修会などを通して教職員にも伝えていくことが必要 であると考えている。

- ・体罰を暴力事象だけで捉えることは誤りで、文部科学省も様々な指針や文章の中でそのような捉え方はしていない。心身の苦痛を感じたらいじめと捉えるのと同じで、心身の苦痛ということで体罰を捉えることにより、大きな問題につながらない抑止的な効果を発揮する、そのような視点で校長から教員へ伝えていただければと思う。
- ・部活動の場合、顧問と子どもの密着した関係があり、子どもに聞いても体罰と 認識していないことがある。そこには蓋然性という言葉があり、他の子どもが 同じように言われたら苦痛に感じることになれば、それは体罰の蓋然性という ことになりうる。

以上の意見を踏まえ、体罰に関する刑事告発の指針(案)を修正し作成すること で調整された。

議題3の「いじめ問題再発防止に関する基本方針の行動計画について」以降、公開について会に諮り、非公開決定する。

(傍聴人退出)

議題3 いじめ問題再発防止に関する基本方針の行動計画について (いじめ再発防止行動計画について、教育委員会事務局から説明)

・行動計画を作成することが、各学校の強みと課題を活かしながら、目指す教師像や子ども像、学校像について丁寧に議論するきっかけになれば良いと思う。その際には、教師が議論するだけではなく、子どもがどのような教師になってほしいと願っているのか、子どもとのやり取りを大切にしてほしい。目指す教師像や子ども像、学校像は子どもや保護者が願っている姿でもあり、教師が自分たちだけで決めるものでもないので、その点を大事にすれば、実のあるものになると思う。

- ・校長の連絡会でも、目指す姿が子どもか教師かで議論になったが、各学校でど ちらを、または両方を重点に置くかによっても違ってくる。各学校でしっかり 議論することが重要で、行動計画を作る目的の1つでもある。
- ・宝塚市の子ども一人ひとりが大切にされる社会であり、学校でなければならないという内容を入れていただければと思う。学校教育というのは集団作りであり、個を抑えて集団を大事にするところがある。一人ひとりは違っていい、多様性が大事と言いながら、ひとつの学校集団であり、クラスをつくる。一人ひとりの子どもが大切にされているのか、そのような視点を子どもや教師、地域社会の中にも作っていくことが大事ではないか。いじめは起こるものであり、そのような視点を持っていれば、いじめが起こったときに早く対応することができる。
- ・目指す姿が教師から子どもたちへの同調圧力になってはいけない。個も全体も 大切にする。目指す姿からはみ出る子どもにも手当をしていくことが、多様性 を本当の意味で尊重していくことになる。
- ・行動計画は進捗状況を確認しながら、実効性が見えるところは、すぐに共有していくようにすべきではないか。
- ・今回は学校版の行動計画を資料として作成したが、教育委員会版の行動計画も 策定予定としている。

以上の意見を踏まえ、今後、各学校で行動計画を作成していくことで調整された。

議題4 市立小学校にかかる事案について

(市立小学校事案にかかる今後の対応について、教育委員会事務局から説明)

- ・この教師は主幹であったが、主幹になること自体がおかしいのではないか。相 応しくなければ、主幹から外すことも検討すべきではなかったのか。
- ・主幹の選考は、本人の申出を受けて校長が推薦し、市の教育委員会から県の教育委員会に上げ、県の教育委員会が面接をして決定する仕組みとなっている。

- ・市が県に対し内申をするのであれば、市の教育委員会に責任が発生するので、 しっかりと面接をすべきではないか。
- ・市の教育委員会から県の教育委員会に上げるまでの期間が短く、市の教育委員会のチェック機能が働かなかったことも原因であるので、スケジュールに余裕が持てるよう、県の教育委員会に働きかけていく。
- ・誰の目にも主幹に相応しくない教師を、主幹に推薦すること自体がおかしい。
- ・誰を主幹に推薦すべきか、その人物の評価を教育委員会ができていない。各市では同様に短い期間で出来ていることを考えると、宝塚市に問題がある。制度にメスを入れないといけない。
- ・エントリー制度自体がおかしいのではないか。学校長の推薦が機能していない。
- ・校長がこのような事案を教育委員会に上げない、上げにくいというのが問題であると認識している。各学校で状況調査をし、校長が状況を把握し、問題があると考えれば教育委員会に上げる。必要であれば教育委員会が直接指導に行くなど、問題を起こすまでに未然に防ぐ体制を作っていき、主幹教諭にはなるべき人物がなれる環境作りに取り組んでいく。
- ・少なくとも、自薦や職員団体からの推薦といった、校長以外からの推薦については受け付けないように変えていく必要がある。校長が責任をもって推薦する制度に切り替えていくことが課題である。
- ・他市と違い、何十年にも亘って人事に組合が関与しており、それでこのような 不祥事が起きている。

以上の意見を踏まえ、主幹教諭の推薦の仕組みについて改めていくことで調整された。

議題5 部活動アンケートの集計結果について

(部活動アンケート(簡易集計)について、教育委員会事務局から説明)

- ・ガイドラインは学校現場に示しているが、十分に浸透していない。校長だけでな く、教職員や外部指導者も含めて、趣旨を踏まえて指導していく必要がある。
- ・教職員のアンケートの中で、教育委員会として、ガイドラインの細かい点も徹底して学校現場に伝えて欲しいという意見が出ていた。教職員の声に対してもしっかり対応していく必要があると考えている。
- ・部活動は学校の教育課程には入っていないが、重要な位置を占めている。校長 の指揮監督のもとに行われ、校長が責任を取るものであるので、現場の教職員 や外部指導員がガイドラインに従わないのであれば、部活動の停止や顧問を外 すなどの対応が必要ではないか。
- ・この部活動アンケートは、まとめるだけで相当な労力だったかと思う。この中には、深刻で早急に対応しないといけない問題もある。ガイドラインが徹底されていない原因を教職員や保護者、生徒の指摘を踏まえて整理し、その中の重点課題について各学校でどのように取り組むのか、行動計画の中に位置付けて明記し、ガイドラインの徹底と部活動の在り方の共通理解を図っていく、そのことがガイドラインの徹底に繋がっていくのではないか。この部活動アンケートを行動計画に繋げていくことが重要ではないか。
- ・深刻で早急に対応しないといけない問題については、既に対応済の事案もあるが、他の事案についても、子どもに不利にならないよう校長とも協議して慎重に対応していく。
- ・複数の目で見ることが大事だと改めて感じた。親が部活動を見に行ったら、顧 問が言葉遣いに気をつけるようになったと保護者からのアンケートに記載があ った。人々の力を借りないといけない場面もあると思う。
- ・文部科学省は2023年までに外部指導者の割合を増やそうとしているが、なかな か難しいと思う。単純に外部指導者の割合を増やせばいいというものではない。
- ・個別の案件への指導や改善に加え、学校全体の部活動の在り方についても点検

が必要ではないか。数は少なかったが、子どもたちや教職員から何とかしてほ しいという意見があったことは、部活動の実体を把握するのには十分であった。 必死の思いを受けとめて対応することが重要である。この部活動アンケートを 実施したことも全国的には珍しいことであり、凄いことをされている。

以上の意見を踏まえ、部活動アンケートの結果を、今後策定する部活動白書に反映させていくことで調整された。

以上